

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第1回介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成28年 7月27日（水）13時30分～15時15分
開 催 場 所	四国中央市福社会館 4階 多目的ホール
公開又は非公開の別	公開
出 席 者 氏 名	<p><委員></p> <p>白石文雄 矢野 強 田邊富久江 福田 泉 石川能婦子 森川正晴 鈴木晴喜 神田達郎 天高 剛 伊藤律子 進藤年範 加地 健 村上義弘 森 茂 窪田 浩 佐々木一行 武智雄三郎 大岡茂樹</p> <p><事務局></p> <p>加地福祉部長 大西高齢介護課長 鈴木一好 高橋芳清 新谷佳子 石川宜弘 高橋和真</p>
傍 聴 人 数	なし
議題及び会議の概要	下記のとおり

議題1 介護保険事業に係る平成27年度事業報告、及び平成28年度実施計画について

事務局より説明

委 員：地域支援事業とは地域包括支援センター事業のことなのか。

事務局：地域支援事業とは介護予防事業と包括的支援事業、任意事業の総括になる。

委 員：諸支出金はどんなものがあるか。

事務局：諸支出金の内訳は、平成26年度の精算処理を行うもので、国庫支出金、県支出金、社会保険診療報酬支払基金等の返還分が含まれている。それと平成26年度借入れを行った財政安定化基金返還分もあり、3年間で償還することになる。

委 員：サービス給付費の推移を見ると、通所系介護が他に比べて突出しているが、要因は何か。

事務局：事業所数の増加が要因の一つとして考えられる。通所系給付の要介護者の増加に対し、予防の要支援者が減っていることについては、今後精査していきたい。

委 員：平成27年度地域支援事業実績に比べ、平成28年度予算が増えている理由は何か

事務局：予算に対し実績が下回った結果である。予算としてはもう少し大きい状況である。

委員：給付費の伸び率に対し、保険料の伸び率が大きい。給付費と保険料が同じ率にならない理由は何か。

事務局：理由の1つは平成21年度第1号被保険者の保険料率が少し低かったこと。介護保険料標準月額額の推移の中で見ると、第3期、第4期はほとんど据え置き、第5期から第6期で高くなっている状況であるが、これは給付費と被保険者の関係もあるが、その段階での財政調整基金の残高と取り崩し、その調整によるものである。第3期、第4期は基金に残高が大きくあったので、取り崩して保険料の抑制を維持していた。一方で第5期は借入れを行い、第6期で償還するため、それが上積みになっている。単純に給付費と保険料が同率になるわけではない。

会長：サービスの適正化のことだが、ケアプランの立て方など、事業所によって違いがあり、平準化が難しいのが現状である。介護認定審査会でも調査員によってもばらつきがあり、認定の差し戻し等行うこともある。本人と家族の聞き取り結果が違うこともあり、見極めが難しいと思うが、注意して気を付けていただきたい。

議題2 地域包括支援センター運営事業に係る平成27年度事業報告、及び平成28年度実施計画について

事務局より説明

委員：平成27年度事業報告で、介護予防支援事業のケアプラン作成の内、居宅介護支援事業所への委託分が4,611件とあるが、1件当たりの委託料はいくらか。

事務局：3,900円である。

委員：介護予防サービス計画費収入の1件当たりの金額はいくらか。

事務局：4,300円である。

委員：平成28年度予算案で介護予防支援事業の person 費が昨年度より増えたのはなぜか。

事務局：正規職員1名とケアマネジャー12名を想定している。

委員：平成28年度予算案で地域包括支援センター事業が昨年度より増えたのはなぜか。

事務局：H27年度は person 費で正規職員が13名、臨時職員2名、平成28年度は正規職員が14名、臨時職員1名となっている。

委員：貯金体操についての場所の割り当てはどのようになっているか。また地域が用意する道具はあるのか。

事務局：貯金体操は、市が主体とする事業ではなく、地域が主体で行う事業である。初めての3回は、職員が出前講座で出向いて行って、筋力や血圧を測ってサポート、後はできるだけ地域で主体になってもらう。地域で偏りがあり、川之江、土居、新宮は大体できているが、三島はまだ。地元で用意する道具は、DVD、テレビ、パイプ椅子である。

その他

事務局より説明

- ① 条例改正概要について
- ② 地域密着型サービス事業所指定の更新について
- ③ 平成29年度から実施の介護予防・日常生活支援総合事業等について
- ④ 介護老人福祉施設開設事業に係る進捗状況について

委員：市の総合事業については、今までどおり国の費用がでるのか。市や利用者負担は増えるのか。

事務局：報酬単価や予算関係については既存のまま。総合事業では緩和したサービスや委託したサービスが認められる。必要な方は従来どおりのサービス報酬を受け、そこまででない方はより低いサービス報酬を受けるといった選択の幅を広げるとするのが国の立てつけである。直ちにサービスを軽減するものではない。

閉会

